

保育料の概算を算定する場合の市民税の所得割額は、市民税の「税額控除割④」-「A.個人住民税減税控除額(市)」に6/8を乗じた金額になります。
※以下の表は扶養者1名分もあり2人分の減税控除済額になっています。(10,000円/人の内訳は市8,000円、県2,000)

今回の例では、 $(182,560 - 16,000) \times 6/8 = 124,920$ 円となります。

保護者(原則、父と母)の所得割額を足したもので保育料を算定しますので、配偶者の市民税の所得割額が0円の場合、保育料は「利用者負担額表」の階層C9に該当し、軽減対象でなければ、32,000/月となります。

給与所得等に係る市民税・県民税・特別徴収の決定・変更通知書(納税義務者用)

整理番号												課税標準		総所得③		2,282,000			
所得	給与収入	5,159,564	主たる給与		給与	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	一時	山林所得						
	給与所得（所得金額調整控除後）	3,684,800	以外の合算		所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	分離短期譲渡							
	その他の所得計		所得区分		所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得			分離長期譲渡					
			総所得金額①		3,684,800										株式等の譲渡				
所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤									上場株式等の配当等							
	医療費	29,726	配偶者										先物取引						
	社会保険料	550,520	配偶者特別											控老 特同老 配配定労人					
	小規模企業共済		扶養		330,000							扶養親族該当区分							
	生命保険料	62,500	基礎		430,000								本人該当区分						
地震保険料		所得控除合計②		1,402,746							繰越損失								
(摘要)		⑤のうち、寄附金税額控除額		市	35,680円		県	8,420円											
		住宅借入金控除額		市	73,040円		県	18,760円											
A		個人住民税減税控除済額		20,000円		控除外額		0円											
														↑ ※この場合、市の個人住民税減額控除済額は 16,000円					
確定申告の内容が、申告時期・内容により、この通知に反映していない場合があります。																			

税額	市民税	税額控除所得割④	182,560	納付額		
		税額控除額⑤	126,720	6月	7,000	
		所得割額⑥	55,800	7月	6,200	
		均等割額⑦	3,500	8月	6,200	
	県民税	税額控除所得割④	45,640	9月	6,200	
		税額控除額⑤	31,680	10月	6,200	
		所得割額⑥	13,900	11月	6,200	
		均等割額⑦	2,000	12月	6,200	
	特別徴収税額⑧	75,200	1月	6,200		
		控除不足額⑨	0	2月	6,200	
		既充当額⑩	0	3月	6,200	
		既納付額⑪	0	4月	6,200	
		差引納付額(⑧-⑪-⑨,⑩)		75,200	5月	6,200
		変更前税額⑫		0		
増減額(⑧-⑫)		0				
変更月		月				